
「令和8年度国内石油天然ガス地質調査・
メタンハイドレート研究開発等事業（メタンハイドレートの研究開発）」

の内、

「深い不確実性下での意思決定手法を用いた事業化シナリオ案評価」

参加意思確認公告

(No. JMH-26-014)

令和8(2026)年5月15日

日本メタンハイドレート調査株式会社

日本メタンハイドレート調査株式会社（以下、「JMH」という）は、経済産業省による「令和8年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業（メタンハイドレートの研究開発）」の一環として実施する「深い不確実性下での意思決定手法を用いた事業化シナリオ案評価」について適切に遂行可能な再委託先の選定を始めます。

本参加意思確認公告は、下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で行うものです。

1. 業務名称

深い不確実性下での意思決定手法を用いた事業化シナリオ案評価（以下、「本業務」という）

2. 契約及び業務実施期間

契約締結日（令和8(2026)年6月予定）～令和9(2027)年2月26日

3. 業務内容

3.1 背景と目的

第4期海洋基本計画には、砂層型メタンハイドレートは「2030年度までに民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、国は産業化のための取組として、民間企業が事業化する際に必要となる技術、知見、制度等を確立するための技術開発を行う。」と明記されている。

MH21-Sでは商業化に向けたプロジェクト開始に向けた次のステップとして、海底設置設備にて構成される生産システムを用い、複数の生産井からガス生産を行う海洋産出試験を想定していたが、現状の技術検証レベルを踏まえると、想定した海洋産出試験に進むには技術的ギャップが大きいことをフェーズ4（2019～2025年度）の中におけるMH21-S内での検討を通して改めて認識した。

このギャップを埋めるため、事業化シナリオ案を検討した。しかし、この事業化シナリオ案はその時点での知見や環境予測などをもとに検討しており、今後も事業の進行に伴い、事業化シナリオ案の改定が必要となる。

3.2 調査検討項目

海洋産出試験を含めた、産業化・商業化に向けての事業化シナリオ案に対して、「深い不確実性下での意思決定手法（Decision Making under Deep Uncertainty: DMDU）」の考えに基づき、想定した複数のシナリオを比較検討し、その根拠を外部に説明可能なように定量的に評価する。

4. 参加資格

- (1) 本業務を遂行するために必要な能力を有していること。
- (2) 債務超過又はそれに類する状態（ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く）にないこと。
- (3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
- (4) 現在、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。

尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

5. 提出書類・提出方法

上記4. の参加資格を満たし、本業務を実施することを希望する場合、以下の要領に従い書類を提出してください。

(1) 提出書類（E-mailでの送付も可）

- ① 参加意思確認書（書式は問いません。）
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 「4. 参加資格（1）」に記載した調査実績等の知見を有することを示す資料

(2) 提出書類送付先

〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F
日本メタンハイドレート調査株式会社
総務部資材グループ
E-mail: tender.admin@jmh.co.jp

(3) 提出期日

令和8(2026)年5月29日(金)15:00時までに郵送・宅配便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

(4) 本公告に関する問い合わせ

令和8(2026)年5月22日(金)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mailにより問い合わせ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を再委託するものとなります。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、12,000,000円（税抜）です。

以上